

常滑市制 70 周年記念事業 協賛事業取扱要綱

(総則)

第 1 条 常滑市制 70 周年記念事業に係る協賛事業については、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容)

第 2 条 常滑市制 70 周年記念事業の基本方針及びキャッチコピーである「市民の「わ」でつくる魅力創造都市」に沿った事業であると同時に、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 市制 70 周年市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）の審査により採用されたもの
- (2) 宗教、政治的な宣伝又は利益を意図していないもの
- (3) 特定の政治団体等の後援、推薦を受けていないもの
- (4) 営利を主たる目的としないもの（市長が特に適当と認めるものを除く。）
- (5) 公序良俗に反する等社会的に非難を受けるおそれのないもの
- (6) 参加者が特定の団体等に限られることなく、公共性を有したもの
- (7) 特定の思想や主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれのないもの
- (8) 市の行政運営に関する方針に反しない、及び常滑市制 70 周年記念事業の推進に支障をきたさないもの
- (9) その他、後援名義の使用等を許可することが不適當でないもの

(便宜供与)

第 3 条 協賛事業の主催者に対しては、次に掲げる便宜供与を行うことができる。

- (1) 「常滑市制 70 周年記念」の名義使用
- (2) 「常滑市」後援名義の使用許可
- (3) 広報宣伝協力
- (4) 市制 70 周年記念ロゴマークの使用
- (5) その他、市長が特別に認めた内容

(申請手続)

第 4 条 協賛の承認を受けようとする者は、原則、事業の開催月から 3 ヶ月前の月末までに様式 1 に企画書、収支予算書、団体概要等の関係資料（様式任意）を添えて申請するものとする。

2 申請期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までとする。

(協賛の諾否)

第 5 条 前条第 1 項による申請があった場合は、市民検討委員会による事業内容の審査を踏まえ、協賛の諾否、便宜供与内容について、様式 2 により申請者に通知するものとする。

(事業終了後の報告)

第 6 条 承認を受け事業を実施した者は、事業終了後、速やかに様式 3 により事業報告書を提出するものとする。

(協賛の取消)

第7条 協賛の承認後において、申請内容に虚偽があることが判明した場合及び事業主催者、または関係者が承認基準に反する行為を行っている事実が判明した場合には、承認を取り消し、その旨を事業主催者へ通知する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式1

常滑市制 70 周年記念事業 協賛申請書

常滑市長 殿

令和 年 月 日

申請者	住所	〒
	団体名及び 代表者氏名	
事業名称		
事業内容		
主催者名		
協賛・後援団体名 (予定)		
開催期間	令和 年 月 日()～ 令和 年 月 日()	
開催場所		
参加対象者		
参加予定者数	人	
参加料の有無	有 (詳細は収支予算書に記載) ・ 無	
希望便宜供与内容	<p>※希望または該当する内容に○をつけてください。</p> <p>1. 「常滑市制 70 周年記念」の名義使用</p> <p>2. 「常滑市」後援名義の使用 ※過去の後援名義使用の実績 (有 ・ 無)</p> <p>3. 広報宣伝協力</p> <p>4. 市制 70 周年記念ロゴマークの使用</p> <p>5. その他()</p>	
連絡責任者	住所 〒 氏名 TEL FAX	
備考		

(注) 任意の様式により、企画書、収支予算書、団体概要等の関係資料を添付してください。

様式 2

令和 年 月 日

様

常滑市長 伊 藤 辰 矢
(公 印 省 略)

常滑市制 70 周年記念事業協賛の承認について (通知)

令和 年 月 日付で申請のありました下記の事業について承認します。

記

1 事業名

2 便宜供与内容

3 その他

- ・事業終了後、速やかに事業報告書 (様式 3) を提出してください。
- ・事業の実施に当たり、「常滑市制 70 周年記念協賛事業」とわかりやすく表示してください。

様式3

令和 年 月 日

常滑市長 殿

代表者 住所

氏名

常滑市制 70 周年記念事業 協賛事業報告書

協賛事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 開催期間 令和 年 月 日()～ 令和 年 月 日()

3 主催者名

4 協賛・後援団体名

5 参加者数 人

6 添付書類